

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度と相談窓口

市民の皆様には、感染予防と拡大防止の徹底に、ご理解とご協力いただき、心から感謝を申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困っておられる市民、事業者の皆様に対する支援策にしっかりと取り組んでまいります。

国や京都府の支援策、市独自の支援策を、一刻も早くお届けできるよう、支援制度と相談窓口をお知らせします。

令和3年5月1日 舞鶴市長 多々見良三

## 子ども・子育て世帯向け支援

### 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う給付金を支給します。

#### 支給対象

- ①～③のいずれかに該当する方
- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている  
■申請不要。4月23日に振り込み済み。
- ②公的年金を受給している方：公的年金など<sup>※</sup>を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されない  
※公的年金など＝遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ③家計が急変した方：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている  
■支給対象のうち②と③に該当される方については、申請が必要です。  
■該当者には通知済みですが、通知がなくても、コロナ禍で収入が下がったひとり親世帯は給付の対象となる可能性があるのご相談ください。

**給付額** 児童1人あたり一律5万円

※国において、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する支給を別途検討されています。

#### 問い合わせ先

子ども支援課  
TEL:0773-66-1094  
FAX:0773-62-7957



### 保育料の軽減（0歳～2歳児クラス）

認可保育所・認定こども園が臨時休園等になった場合や児童などが感染者または濃厚接触者に指定された場合などは、それぞれの期間に応じ保育料を日割り減額します。

#### 対象者（0歳～2歳児クラス）

- ①市が臨時休園等を要請した保育所などの入所児童
- ②感染者または濃厚接触者に指定された児童
- ③同居家族などが濃厚接触者等になりPCR検査を受け、検査結果が出るまでの期間などに登園自粛に協力いただいた児童

#### 減額方法

休園または登園を自粛された日数に応じて、日割り計算を行い、保育料を減額します。

#### 問い合わせ先

幼稚園・保育所課  
TEL:0773-66-1009  
FAX:0773-62-9897



### 高等教育の就学支援新制度

高等教育の就学支援新制度の対象となっている大学等に通う学生の中で、予期できない事由（新型コロナウイルス感染症など）によって家計が急変し、学費などの支援が必要になった学生などに対し、授業料・入学金の免除・減免および日本学生支援機構から給付型奨学金が支給されます。

#### 問い合わせ先

日本学生支援機構  
TEL:0570-666-301  
各大学・専門学校の学生奨学金窓口

# 個人への支援

## 国民年金保険料の臨時特例免除など

次の全てに該当する場合は、令和2年2月～令和3年6月分の国民年金保険料の免除・納付猶予が受けられます（7月分以降も実施の予定ですが、その際はあらためて申請が必要）。

- ◆令和2年2月以降に新型コロナウイルスの影響によって収入の減少があった。
- ◆令和2年2月以降の所得状況からみて、当年中の所得が国民年金保険料の免除等基準相当（次表参照）になることが見込まれること。

### 内容

当年中の所得見込額に応じた国民年金保険料の免除（全額、3/4、半額、1/4の4種類）または、納付猶予を適用します。

### その他

学生納付特例も同様の手続きが可能（令和2年2月から令和4年3月までの期間）。

### 問い合わせ先

舞鶴年金事務所  
TEL:0773-78-1165



障害福祉・国民年金課  
TEL:0773-66-1004



◎免除などを受けるための「所得」の目安【単位：万円】

免除などの種類 世帯構成	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4免除	半額	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	<b>162</b> (257)	<b>230</b> (354)	<b>282</b> (420)	<b>335</b> (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	<b>92</b> (157)	<b>142</b> (229)	<b>195</b> (304)	<b>247</b> (376)
単身世帯	<b>57</b> (122)	<b>93</b> (158)	<b>141</b> (227)	<b>189</b> (296)

( )内は収入額

◎免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和3年度の月額】	全額免除	3/4免除	半額	1/4免除
免除額	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
保険料	0円	4,150円	8,310円	12,460円

## 上下水道料金などの支払いについて

上下水道料金などの支払いが困難な個人や法人を対象に、支払の猶予や分割納付などの相談に応じます。

### 問い合わせ先

上下水道 お客様サービスセンター  
TEL:0773-62-1632  
FAX:0773-64-6488

## 保険料の減免など

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難になった場合の減免については、詳細が決まり次第、市ホームページや広報まいづるなどでお知らせいたします。

また、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の方で新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染が疑われるため勤務することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。

### 問い合わせ先

- ◇国民健康保険料、傷病手当金  
保険医療課（TEL:0773-66-1003）
- ◇後期高齢者医療保険料、傷病手当金  
保険医療課（TEL:0773-66-1075）
- ◇介護保険料  
高齢者支援課（TEL:0773-66-1013）

## 特例緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などで収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

### 貸付上限額

学校の休校によって仕事ができなかったなど、個人事業主等の特例の場合、20万円以内。その他の場合、10万円以内

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 2年以内

**その他** 貸付利子は無利子・保証人は不要

**申請期間** 令和3年6月30日(水)まで

**問い合わせ先**

舞鶴市社会福祉協議会  
TEL:0773-62-7044



**申請期間** 令和3年6月30日(水)まで

**問い合わせ先**

舞鶴市社会福祉協議会  
TEL:0773-62-7044



## 特例総合支援資金

特例緊急小口資金の貸付を受けても、生計の維持が困難な場合、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

**対象者**

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常の生活が困難となっている世帯。

※従来の低所得世帯に限定した取り扱いを拡大

**貸付上限額** ※貸付期間は原則3か月以内

2人以上…月20万円以内

単身…月15万円以内

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 10年以内

**その他** 貸付利子は無利子・保証人は不要

※貸付を申請される場合は、生活支援相談センター(TEL:0773-66-5001)による支援を受けることが必要です。

## 住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少などで、住居を失うおそれがある方などに対して、住居確保給付金を支給することで、安定した住まいの確保を支援します。

**支給対象**

- ・離職などで経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方
  - ・申請日において離職後2年以内
  - ・世帯の収入、預貯金などが一定基準額以下であること
- その他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**支給期間** 原則、3か月。最大9か月。

**問い合わせ先**

生活支援相談センター  
TEL:0773-66-5001  
FAX:0773-62-2050



## 事業者への支援

事業者向けの支援策は随時追加・更新されます。市ホームページもご確認ください。

### 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業または外出自粛などの影響を受けたことによって、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者などの皆様に一時支援金を給付します。【経済産業省】

**給付額**

2019年または2020年の1月～3月の売上合計－2021年の対象月の売上×3

**上限** 法人60万円/個人30万円

**申請期間** 令和3年5月31日(月)まで

**問い合わせ先**

一時支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口  
フリーダイヤル:0120-211-240  
IP専用回線:03-6629-0479  
受付時間 8:30～19:00(土日祝含む全日対応)



## 事業継続一時支援給付金

緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業または外出自粛などの影響を受けたことによって、売上が30%以上50%未満減少した小規模企業者の皆様に一時支援金を給付します。【舞鶴市】

### 給付額

2019年または2020年の対象期間の売上合計－2021年の対象月の売上×3

**上限** 法人40万円/個人20万円

**申請期間** 令和3年6月30日(水)まで

### 問い合わせ先

産業創造・雇用促進課「事業者支援特別相談窓口」

TEL:0773-66-0028

FAX:0773-62-9891



## 事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、事業規模の拡大を目指す企業・団体の思い切った事業再構築を支援します。

### 補助額・補助率

中小企業

	補助額	補助率
通常枠	100～6,000万円	2/3
卒業枠	6,000万円超～1億円	2/3

中堅企業

	補助額	補助率
通常枠	100～8,000万円	1/2 (4,000万円超は1/3)
グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

### 緊急事態宣言特別枠

緊急事態宣言再発令の影響を受け、売上が30%以上減少している事業者について補助率を引き上げます。

### 補助額

従業員数5人以下	100～500万円
従業員数6～20人以下	100～1,000万円
従業員数21人以上	100～1,500万円

**補助率** 中小企業：3/4、中堅企業：2/3

### 問い合わせ先

事業再構築補助金事務局

・制度全般に関するコールセンター

TEL:0570-012-088

IP電話用:03-4216-4080

・電子申請の操作方法に関するサポートセンター

TEL:050-8881-6942

受付時間 9:00～18:00(土日祝除く)



## 中小企業生産性革命推進事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生産性の向上を図る企業を応援するため、設備投資、販路開拓、事業継続力の強化の取り組みを支援します。

### 専用ホームページ



## ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善などのための設備投資、システム構築を補助します。

**上限** 原則1,000万円

**補助率** 一般 中小企業:1/2、小規模事業者:2/3  
低感染リスク型ビジネス枠 2/3

### 問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL:050-8880-4053

受付時間 10:00～17:00(土日祝除く)

## 持続化補助金

ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取り組み、感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)の一部を支援します。

**補助額** 感染リスク型ビジネス枠:上限100万円

**補助率** 一般型:2/3、低感染リスク型ビジネス枠:3/4  
感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4(または1/2)を上限に支援。

### 問い合わせ先

舞鶴商工会議所

TEL:0773-62-4600

## IT導入補助金

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上につながるITツールの導入を支援します。

**上限** 30万円～450万円

**補助率** 通常枠 1/2  
低感染リスク型ビジネス枠 2/3

### 問い合わせ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター  
TEL:0570-666-424  
IP電話用:042-303-9749  
受付時間 9:30～17:30(土日祝除く)

## J-LODlive2補助金

新型コロナウイルスの影響により、コンテンツのプロモーション機会を失った事業者を支援します。

### 公演の開催費用などの支援

国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演および当該公演を収録した動画の全部または一部の海外向けのデジタル配信の実施を支援します。

対象分野	音楽、演劇など(文化芸術基本法第8条ないし第11条に定める文化芸術分野)のうち公演を実施する分野
申請者	公演の主催者となる法人
補助率(補助上限額)	1/2(3,000万円/1件)
補助対象経費	①公演の実施に関する費用 ②PR動画の制作・配信に関する費用

### 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

開催予定であった公演などを延期・中止した主催事業者に対して、当該公演などのキャンセル費用および関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援します。

対象分野	公演、展示会、遊園地・テーマパーク
申請者	公演、展示会、遊園地などの運営・主催法人
補助率(補助上限額)	10/10(2,500万円/1件)
補助対象経費	①延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地などに関するキャンセル費用 ②PR動画の制作・配信に関する費用

### 問い合わせ先

J-LODlive2補助金事務局  
特定非営利活動法人映像産業振興機構(VIPO)  
TEL:03-6260-6023  
フリーダイヤル:0120-68-7322  
受付時間 10:00～17:00(土日祝除く)

## 雇用調整助成金(特例措置)

新型コロナウイルスの影響を受けた事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成します。

**助成率** 大企業2/3、中小企業4/5

解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業10/10  
※一定の要件を満たす場合、10/10助成

### 問い合わせ先

ハローワーク舞鶴  
TEL:0773-75-8609



## 舞鶴市中小企業雇用調整助成金

国が行う雇用調整助成金を受ける事業主に対し、従業員に支払う休業手当などの自己負担分を市が助成します。

### 基準賃金額

休業手当の額《日額》と国の助成額との差額を支給。なお、解雇などを行わない事業所は、国の雇用調整助成金の助成率が10/10となりましたので、市の助成金は支給されません。

### 問い合わせ先

産業創造・雇用促進課  
TEL:0773-66-1021



## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルスの影響によって休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方、時短営業などで勤務時間が短くなった方や、シフトの日数が減少した方に対し、個人からの申請で支援金・給付金を支給します。

**助成額** 休業前の1日当たり平均賃金 × 80%  
(日額最大11,000円)

### 問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
フリーダイヤル:0120-221-276





# その他

## 各種証明書交付手数料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方が、融資、貸付、給付、補助金などの手続きをする際に必要となる各種証明書の交付手数料を申し出により減免します。

### 対象となる手続き

- ・国による中小企業者への資金繰り支援措置
- ・京都府などによる融資制度
- ・社会福祉協議会による緊急小口資金などの特例貸付
- ・日本政策金融公庫による特別貸付
- ・その他、行政機関・公的機関・民間による各種支援制度

## 手数料を減免する証明書など

証明書など	お問い合わせ先	注意点
住民票の写し	市民課 0773-66-1001	コンビニ交付で各種証明書の交付を受けた場合は、減免の対象になりませんのでご注意ください。
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書		
各種税証明書	税務課 0773-66-1026	

## 「コロナに負けるな!! まいづる地域商品券」及び「まいづる冬グルメ満喫クーポン」

「コロナに負けるな!! まいづる地域商品券」および「まいづる冬グルメ満喫クーポン」をお持ちの方は有効期限があります。期限が過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。  
◇「コロナに負けるな!! まいづる地域商品券」…令和3年5月31日(月)  
◇「まいづる冬グルメ満喫クーポン」…令和3年6月30日(水)

# 相談窓口

## 生活支援の相談

仕事や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている方は、ひとりで悩まず、生活支援相談センターにご相談ください。相談支援員と一緒に具体的なプランを作成し、寄り添いながら、解決に向けてサポートします。

### 問い合わせ先

生活支援相談センター  
TEL:0773-66-5001  
FAX:0773-62-2050



## 子ども・子育てに関する相談

子ども・子育てに関する各種相談・問い合わせに対応します。

### ■月～金曜日の8時30分～17時15分

- ◇妊娠期～18歳までの総合相談  
子どもなんでも相談窓口 (TEL:0773-66-2120)
- ◇妊娠期～子育て期の健康や発達の相談  
健康づくり課 (TEL:0773-65-0065)
- ◇妊娠期～就学前児の子育て相談  
子育て支援基幹センター (TEL:0773-62-0103)

### ■夜間または緊急の相談

- ◇児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応) … (189)

## 自粛生活による心身の健康不安の相談

市の保健師などが相談・問い合わせに対応します。

### 問い合わせ先

健康づくり課  
TEL:0773-65-0065

## 市税の納税相談

新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方の納税相談に応じます。

### 問い合わせ先

税務課  
TEL:0773-66-1025

## 事業所向け支援策全般に関する相談

どのような支援策が受けられるのか、相談・問い合わせに対応するとともに、国の一時支援金のweb申請にも対応し、予約制でパソコンに不慣れな事業者の皆様を応援します。

### 問い合わせ先

産業創造・雇用促進課  
TEL:0773-66-0028  
FAX:0773-62-9891

新型コロナウイルス感染症に関する情報は次のホームページでもご覧いただけます。

舞鶴市

新型コロナウイルス感染症対策



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策

